

市税務課からのお知らせ

1月31日(火)期限の申告書等について

郵送による提出の場合は、1月31日(火)必着にご協力をお願いします。

固定資産税に関する申告書

◎償却資産申告書

固定資産税の対象となる償却資産(無形減価償却資産を除く)の所有者は、1月1日現在の資産を1月31日(火)までに申告してください。(申告用紙が届いていない事業所はご連絡ください。)

太陽光発電設備を所有されている法人または個人事業主は、償却資産の申告が必要です。また、10kW以上の発電規模を持つものは、住宅用のものであっても課税対象となりますので申告が必要です。

※償却資産とは、個人または法人で工場や商店、農業などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具、備品など(土地・家屋を除く)のことです。毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくこととなります。

【番号の記載と本人確認の実施】

申告書などの書類を提出する際は、各書類にマイナンバー制度の個人番号・法人番号を記載する必要があります。

また、個人番号を記載した書類を提出する際は、成りすましを防止するため、個人番号・本人確認書類を提示していただくなどの本人確認措置が必要となります。

◎家屋異動申告書

令和4年1月から令和4年12月までの間に、家屋を取り壊された方や家屋の用途を変更された方は、「家屋異動申告書」を提出してください。

◎住宅用地申告書

令和4年1月から令和4年12月までの間に、土地を新たに住宅の用に供したり、住宅の用に供していた土地を住宅以外の用に供した場合など、住宅用地の利用状況に異動があった場合には1月31日(火)までに「住宅用地申告書」を提出してください。

また、住宅に係る家屋の用途を変更された場合も申告が必要です。

【お問い合わせ先】

固定資産税担当(市役所1階) ☎32・2115 / FAX 33・3401
Mail:koteishisanzei@city.komatsu
shima.i-tokushima.jp

◎個人住民税に関する報告書

◎給与支払報告書

給与の支払いをする事業所(者)は、令和4年中の給与所得その他必要な事項を「給与支払報告書」に記入し、給与の支払いを受けている方の令和5年1月1日現在の住所地の市町村に、1月31日(火)までに提出してください。

お問い合わせは、下記市民税担当へ

令和5年度市・県民税の申告について

市での申告の変更点

①受付時間の変更

【申告期間】2月16日(木)から3月15日(水)まで

※土日・祝日除く。

【申告会場】市役所4階大会議室

【受付時間】午前9時から午後4時までに変更されます。

※今回の申告から事前予約は実施しません。ご自宅からスマートフォンやパソコンを使って確定申告することができます。便利な電子申告をぜひご利用ください。

②本市会場で受け付けできない申告内容

①住宅借入金等特別控除(1年目)

②上場株式等の譲渡・上場配当

その他、「青色申告」、「一般株式等の譲渡」、「土地の譲渡」、「更正の請求」、「先物所得」、「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金(保険年金)」、「雑損控除」等も本市会場で受け付けることができませんので、税務署等で申告していただくようになります。

③医療費控除の明細書・収支内訳書は事前に作成が必要です!!

医療費控除を申告される方は、「医療費控除の明細書」「内訳書」、事業所得等(営業等、農業、不動産など)がある方は「収支内訳書」が必要です。事前に作成いただいてから申告にお越しください。

※事前に作成が難しい場合は、会場内に医療費・収支作成コーナーを設けていますのでご利用ください。また、医療費・収支作成コーナーをご利用される方は2月16日(木)から3月3日(金)までの間にお願いいたしますと、税理士への相談が可能です。

お知らせ

申告会場では新型コロナウイルス等感染症対策として、「マスクの着用」「消毒・検温」のご協力をお願いします。確定申告をされる方は、便利なe-Tax(電子申告)をご利用ください。ご自宅等から、パソコンやスマートフォンで国税庁ホームページ(確定申告書作成コーナー)にアクセスすれば簡単に申告することができます。大変便利です。

【e-Taxについてのお問い合わせ先】
ナビダイヤル(0570・01・5901)

【個人住民税に関する報告書/令和5年度市・県民税の申告についてのお問い合わせ先】

市民税担当(市役所1階) ☎32・3821 / FAX 33・3401
Mail:shiminzei@city.komatsushi
mai-tokushima.jp